ハ　元本補塡契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

［ニ～リ　略］

［六・七　略］

第百十三条　法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　農林中央金庫及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　農林中央金庫及びその子会社等の有する債権（別紙様式第十号中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

(1)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

(2)　危険債権

(3)　三月以上延滞債権

(4)　貸出条件緩和債権

(5)　正常債権

［八～ホ　略］

［四・五　略］

別紙様式第２号（第25条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　農林中央金庫

代表理事　氏　名　印

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(7)　略］

(8)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。この場合において、それぞれの定義は、農林中央金庫法施行規則第112条第５号ロによるものとする。

［(9)～(24)　略］

［２～９　略］

ハ　元本補塡契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

［ニ～リ　同上］

［六・七　同上］

第百十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1)　破綻先債権に該当する貸出金

(2)　延滞債権に該当する貸出金

(3)　三カ月以上延滞債権に該当する貸出金

(4)　貸出条件緩和債権に該当する貸出金

［加える。］

［八～ホ　同上］

［四・五　同上］

別紙様式第２号（第25条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　農林中央金庫

代表理事　氏　名　印

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)～(7)　同左］

(8)　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額。この場合において、それぞれの定義は、農林中央金庫法施行規則第112条第５号ロによるものとする。

［(9)～(24)　同左］

［２～９　同左］